

第 5 期 中 期 計 画 (案)	【参 考】 第 4 期 中 期 計 画
<p style="text-align: center;"><b>独立行政法人労働者健康安全機構中期計画</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、令和〇年〇月〇日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するため、同法第 30 条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人労働者健康安全機構中期計画を定める。</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇月〇日 独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 有賀 徹</p> <p><b>第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進</b></p> <p>労災病院は、「勤労者医療の充実」に向け、疾病の予防から診断、治療、職場復帰を含む両立支援までの一貫した取組を推進するとともに、地域社会における保健活動及び産業保健活動と連携しつつ、得られた知見や好事例を他の医療機関に情報提供する。</p> <p>また、大規模労働災害や新興感染症（再興感染症を含む。）等への対応、地域医療への貢献に取り組む。</p> <p>（1）疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供</p> <p>労災病院が行う勤労者医療について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、先導的に実施するとともに、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる。</p> <p>また、アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や、脊髄損傷については、機構内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）及び労災疾病研究の研究結果を共有しつつ、積極的に対応する。</p> <p>特に、アスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について引き続</p>	<p style="text-align: center;"><b>独立行政法人労働者健康安全機構中期計画</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 10 日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成するため、同法第 30 条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人労働者健康安全機構中期計画を定める。</p> <p style="text-align: right;">令和 5 年 3 月 30 日 独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 有賀 徹</p> <p><b>第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項</b></p> <p><b>4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進</b></p> <p>疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組む。</p> <p>（1）疾病に関する高度・専門的な医療の提供</p> <p>疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療の総合的な取組については、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、先導的に実践し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を図る。</p> <p>特に、脊髄損傷、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害等、一般的に診断が困難な労災疾病については、協働研究及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応する。</p>

## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

## ア 勤労者医療の推進

研究・開発で得られた知見を臨床の現場で実践し、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及させる等により推進を図る。

## イ 社会復帰の促進

メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。

## (2) 大規模労働災害、新興感染症（再興感染症を含む。）等への対応

労災病院グループとして、大規模労働災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が速やかに行えるよう適宜危機管理マニュアルの見直しを行う。

特に、感染症予防法等の改正を踏まえ、感染症発生・まん延時には、各都道府県知事からの指示を受け、病床の割り当て等に係る協定にのっとった対応を行うとともに、厚生労働大臣からの要請があった場合には、可能な限り県境を越える医療人材の広域派遣に協力する。

## (3) 地域医療への貢献

都道府県が策定する第 8 次医療計画や医療圏ごとの特性などを踏まえて、所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を実施し、各労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で効果的な地域医療連携の強化に取り組む。

また、地域医療構想調整会議等の議論にも参画するとともに、医療圏における医療ニーズを勘案して必要に応じて病床機能区分の変更や診療機能の見直しを行う。

## ア 地域の医療機関等との連携強化

地域の医療機関等との連携機能強化等に継続して取り組み、労災病院においては地域医療支援病院の要件以上の患者紹介率、逆紹介率を確保する。地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率を維持し、要件を適合させていく。

## イ 地域の救急搬送患者への対応

重篤な患者に対する救急医療の提供に加え、今後増加が見込まれる高齢者の

## 【参考】 第 4 期 中 期 計 画

## ア 勤労者医療の推進

研究・開発で得られた知見を臨床の現場で実践し、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及させる等により推進を図る。

## イ 社会復帰の促進

メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。

## (3) 大規模労働災害等への対応

国の政策に基づく医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が速やかに行えるよう適宜危機管理マニュアルの見直しを行う。

## (2) 地域医療への貢献

所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、病床機能区分の変更や効果的な地域医療連携の強化に取り組む。各労災病院の診療機能については、引き続きホームページ等において適宜情報提供を行っていく。また、都道府県において策定する医療計画（地域医療構想を含む）や医療圏における医療ニーズも勘案の上、診療機能等の見直しを行う。

## ア 地域の医療機関等との連携強化

地域の医療機関等との連携機能を強化する等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率等を維持し、要件を適合させていく。

また、地域連携バスの導入など、地域医療への積極的な参加を図る。

## 第 5 期中期計画 (案)

救急搬送等、地域の救急医療のニーズに継続して応えていくため、救急搬送の受入体制の強化に取り組み、救急搬送応需率の向上を図る。

## ウ 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合

北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合による新病院の整備について、「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本合意」（令和 3 年 7 月）及び「岩見沢市新病院建設基本計画」（令和 4 年 9 月）を踏まえ、同労災病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野等の医療機能の確保に配慮しつつ、岩見沢市との連携の下、新病院の円滑な開院に向けて検討を進める。  
なお、統合の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。

## (4) 医療情報の ICT 化の推進

労災病院においては、医療の質の向上と効率化を図るため、電子処方箋をはじめ、「医療 DX の推進に関する工程表」（令和 5 年 6 月 2 日医療 DX 推進本部決定）に基づき政府が進める医療 DX の各取組に率先して取り組む等、医療情報の ICT 化については、経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、一層の推進を図る。

また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、「医療情報システ

## 【参考】 第 4 期中期計画

## イ 症例検討会等の実施

地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を中期目標期間中、延べ 4200 回以上実施する。

## 【目標設定等の考え方】

平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（平均）822 回を踏まえ、4200 回以上とした。

## ウ 高度医療機器を用いた受託検査

地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ 17 万 5000 件以上実施する。

## 【目標設定等の考え方】

平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（平均）3 万 5824 件等を踏まえ、17 万 5000 件以上とした。

## (10) 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合

北海道南空知地域医療構想調整区域において、人口減少下における急性期機能の維持・強化を図るため、令和 3 年 7 月に岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本的な合意がなされたことを踏まえ、北海道中央労災病院の統合について、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切な対応を行っていく。  
なお、統合の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。

## (4) 医療情報の ICT 化の推進

医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報の ICT 化については、経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、一層の推進を図る。

また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、「医療情報システ

第 5 期 中 期 計 画 (案)	【参 考】 第 4 期 中 期 計 画
<p>ムの安全管理に関するガイドライン」(令和5年5月31日付け産情発 0531 第1号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知別添)に基づいた運用管理を図る。</p> <p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、患者サービス向上委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。</p> <p>(6) 治験の推進</p> <p>各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことで、新医薬品等の開発促進を図る。</p> <p>(7) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター(治療就労両立支援センターを含む。)において、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。</p> <p>(8) 労災病院ごとの目標管理の実施</p> <p>労災病院において、機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各労災病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その結果を業務実績等報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。</p> <p>(9) 行政機関等への貢献</p> <p>ア 国が設置する委員会等への参画</p> <p>勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p>	<p>ムの安全管理に関するガイドライン」(平成17年3月31日付け医政発第 0331009号・薬食発第 0331020号・保発第 0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添)に基づいた運用管理を図る。</p> <p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、患者サービス向上委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>これらにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保する。</p> <p>また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。</p> <p>(6) 治験の推進</p> <p>新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中2万900件以上確保する。</p> <p>(7) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター(治療就労両立支援センターを含む。)において、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。</p> <p>(8) 労災病院ごとの目標管理の実施</p> <p>機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、PDCAサイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。</p> <p>(9) 行政機関等への貢献</p> <p>ア 国が設置する委員会等への参画</p> <p>勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p>

## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

## イ 労災認定に係る医学的意見書への取組

労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを生かして対応する。

また、労働基準監督署等からの依頼によるアスベスト関連疾患の労災認定等に係る意見書の作成については、石綿確定診断委員会において適切かつ迅速に対応する。

## ウ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。

## 【指標】

- ① 患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である患者紹介率 76%以上、逆紹介率 63%以上を毎年度確保する。
- ② 地域で求められる救急医療提供の役割を果たすため、地域医療支援病院の承認を受けている労災病院の救急搬送応需率 70%以上を毎年度確保する。
- ③ 患者満足度調査において全病院平均で 80%以上の満足度を毎年度確保する。
- ④ 治験症例数（製造販売後・市販後調査を含む。）を、中期目標期間中 2 万 2000 件以上確保する。
- ⑤ 全ての労災病院が病院機能評価等の第三者評価の認定を受ける。

## 【参考】 第 4 期 中 期 計 画

## イ 労災認定に係る医学的意見書への取組

労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを活かして対応する。

## ウ 医学的知見の提供

労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。

## エ アスベスト関連疾患への対応

アスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。

また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

## オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。

## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

## 2 治療と仕事の両立支援の推進

労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いており、がんの診断を受けた就業者の約2割が退職・廃業し、そのうち約6割が初回治療までに退職・廃業するなど治療と仕事の両立が重要な課題となる中、機構においては、治療と仕事の両立支援に従前から取り組み、実践的な経験・情報を有していることから、一般医療機関における取組を先導していくことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組む。

## (1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えて、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、両立支援コーディネーターである医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行う。

また、労災病院以外の医療機関の患者に対しては、産業保健総合支援センターが両立支援コーディネーター等を活用しつつ地域の医療機関との連携、協力関係を構築し、労働者（患者）への支援を推進する。

両立支援の実践において収集した事例については、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行う。

治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルについては、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、これらの成果を研修会の開催、産業保健総合支援センターとの連携による各種講演会やセミナー等を通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及する。

両立支援の周知・広報活動について、積極的に実施していく。

北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合に伴い、北海道中央労災病院治療就労両立支援センターを廃止し、横浜労災病院治療就労両立支援センターを設置する。

## ア 支援事例の収集及び分析

労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいて、両立支援データベース等を活用する等により、反復・継続して治療が必要となる疾病等の罹患者に対して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。

## 【参考】 第 4 期 中 期 計 画

## 6 治療と仕事の両立支援の推進

就労年齢の延長に伴い、疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者を一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組む。

## (1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えて、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行う。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病の拡大を図っていくことに留意する。

両立支援の実践において収集した事例については、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行う。

医療機関向けマニュアル（平成 29 年作成）については、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、これらの成果を研修会の開催、産業保健総合支援センターとの連携による各種講演会やセミナー等を通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及する。

## ア 支援事例の収集及び分析

治療就労両立支援センターにおいて、両立支援データベース等を活用する等により、反復・継続して治療が必要となる疾病等の罹患者に対して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。

第 5 期 中 期 計 画 (案)	【参考】 第 4 期 中 期 計 画
<p>また、支援事例の分析により得られた新たな知見に基づく新たな支援方法等、両立支援に資する医療提供のあり方について分析・検証・開発を行う。</p> <p>イ 両立支援マニュアルの更新及び普及 両立支援データベースを活用し、支援事例の分析・評価を行って両立支援マニュアルを更新し、労災指定医療機関等への普及を図る。</p> <p>ウ アンケートの実施 支援した罹患者にアンケートを行い、その結果を必要に応じマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。</p> <p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援 産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と事業場との間の個別調整支援について、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る対応も含め、円滑かつ適切に実施する。なお、産業保健総合支援センターは、労災病院又は治療就労両立支援センターと連携をした上で、企業等に対する支援を実施する。</p> <p>この実施に当たり、上記(1)の取組の成果も踏まえ、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行う。また、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図る。</p> <p>この取組の推進のため、産業保健総合支援センターにおける支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成 治療と仕事の両立を推進するに当たり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、企業等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る内容を拡充した上で、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図るための研修(事例検討会等)を実施する。</p> <p>さらに、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について追跡</p>	<p>また、支援事例の分析により得られた新たな知見に基づく新たな支援方法等、両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行う。</p> <p>イ 両立支援マニュアルの更新及び普及 両立支援データベースを活用し、支援事例の分析・評価を行って両立支援マニュアルを更新し、労災指定医療機関等への普及を図る。</p> <p>ウ アンケートの実施 支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、その結果をマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。</p> <p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援 産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施する。</p> <p>この実施に当たり、上記(1)の取組の成果も踏まえ、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行う。また、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図る。</p> <p>この取組の推進のため、産業保健総合支援センターにおける両立支援促進員等による支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成 治療と仕事の両立を推進するにあたり、働き方改革実行計画において、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターによるトライアングル型のサポート体制を構築することとされており、特に両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待され、こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すこととされていることから、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、事例の共有化を図り、更なるコーディネーターの能力向上を図るための応用研修を実施する。</p> <p>また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に</p>

## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討する。

事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。

これらの取組により、企業の意識改革と受入れ体制の整備を促すとともに、主治医、企業・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制の構築を推進する。

## 【指標】

- ① 支援した罹患者の件数を年間 1200 件以上とする。
- ② 支援した罹患者にアンケートを行い、90%以上から満足であった旨の評価を得るとともに、必要に応じてアンケートの結果をマニュアルに反映させる。
- ③ 全都道府県の産業保健総合支援センターで事例検討会を行った上で、参加者へのアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。

## 3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため次のような取組を行う。

## (1) 医療リハビリテーションセンターの運営

医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質 (QOL) の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及並びに職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。また、診断・治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集、分析し、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及に取り組む。

## (2) 総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、これまでの知見を生かしつつ、脊髄損傷の高度専門病院として地域のみならず広域の救急搬送にも対応し、外傷による脊椎・脊髄

## 【参考】 第 4 期 中 期 計 画

追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討する。

事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。

これらの取組により、会社の意識改革と受入れ体制の整備を促すとともに、主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制の構築を推進する。

## 7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者 (※) の割合をそれぞれ 80%以上確保することとし、次のような取組を行う。

また、治療開始から職場復帰までの事例収集・分析、継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及に取り組む。

【※：医師が医学的に職場又は自宅復帰可能と判断し、患者の希望により、円滑な復帰のため居住地近くの病院へ転院した患者を含む】

## (1) 医療リハビリテーションセンターの運営

医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質 (QOL) の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及並びに職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。

## (2) 総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫してチーム医療を的確に実施することにより早期に身体機能の向上を



## 第 5 期中期計画 (案)

障害患者に対し、受傷直後から一貫してチーム医療を的確に実施することにより早期に身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の QOL の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及やせき損患者に関する高度・専門的な治験に係る情報発信、脊髄損傷治療の質の向上に資する最新の治療の研究等への協力に取り組む。

## 【指標】

- ① 医療リハビリテーションセンターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保する。
- ② 総合せき損センターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保する。
- ③ 患者満足度調査 (入院) において全施設平均で 80%以上の満足度を確保する。

## 4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

労働安全衛生施策の決定のエビデンス収集に貢献する役割や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。

## (1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究、労災疾病等に係る研究開発の推進

機構が行う研究は、労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を生かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行う。

また、新たな政策課題が生じた際にも迅速に対応できるよう、引き続き、機構は中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する。

## ア プロジェクト研究

プロジェクト研究は、中期目標で示された以下の視点を踏まえ、別紙 1 に掲げる研究を推進する。

なお、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果が期待される分野については、イの協働研究として実施することも考慮する。

- ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点
- ② 労働者 (中高年の女性を中心) の作業行動に起因する労働災害防止対策の

## 【参考】第 4 期中期計画

図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質 (QOL) の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及やせき損患者に関する高度・専門的な知見に係る情報発信に取り組む。

## 1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

労働安全衛生施策の決定のエビデンス収集に貢献する役割や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。

## (1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

独立行政法人労働者健康安全機構 (以下「機構」という。) が行う研究は、労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行う。

また、新たな政策課題が生じた際にも迅速に対応できるよう、引き続き、機構は中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する。

## ア プロジェクト研究

プロジェクト研究は、中期目標で示された以下の視点を踏まえ、別紙 1 に掲げる研究を推進する。

なお、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果が期待される分野については、イの協働研究として実施することも考慮する。

- ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点
- ② 死亡災害の撲滅を 目指した対策の推進の視点

第 5 期 中 期 計 画 (案)	【参考】 第 4 期 中 期 計 画
<p>推進の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進の視点</li> <li>④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進の視点</li> <li>⑤ DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展を踏まえた安全衛生対策の推進の視点</li> <li>⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進の視点</li> <li>⑦ 労働者の健康確保対策の推進の視点</li> <li>⑧ 化学物質等の危険性・有害性に基づく健康障害防止対策の推進の視点</li> <li>⑨ 化学物質等対策における事業場の自律的な取組の促進の視点</li> </ul> <p>プロジェクト研究の研究課題・テーマに関しては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を研究課題の立案計画時から定期的に行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るのかについて、具体的なロードマップを作成し、機構のホームページ等で公表するとともに、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。また、プロジェクト研究の研究課題・テーマは毎年度策定する年度計画に掲載する。</p> <p>なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施する。</p> <p>イ 協働研究</p> <p>第4期中期計画では、労働安全衛生総合研究所が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究を実施してきたところであるが、機構では、治療就労両立支援センターが有する予防医療モデル事業等で得られた知見等も有していることから、第5期中期計画においては、労働安全衛生総合研究所と労災病院との協働にとどまらず、機構内の複数の施設による協働研究を実施する。</p> <p>研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくものを設定する。</p> <p>なお、年間1回程度、協働研究協議会等を開催し、協働研究に係る施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点</li> <li>④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点</li> <li>⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点</li> <li>⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点</li> <li>⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点</li> </ul> <p>プロジェクト研究の研究課題・テーマに関しては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を研究課題の立案計画時から定期的に行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るのかについて、具体的なロードマップを作成し、機構のホームページ等で公表するとともに、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。また、プロジェクト研究の研究課題・テーマは毎年度策定する年度計画に掲載する。</p> <p>なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施する。</p> <p>イ 協働研究</p> <p>第3期中期計画では、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究を実施してきたところであるが、当機構では、日本バイオアッセイ研究センターが有する化学物質の有害性の調査研究機能や、治療就労両立支援センターが有する予防医療モデル事業等で得られた知見等も有していることから、第4期中期計画においては、安衛研と労災病院との協働にとどまらず、機構内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）を実施する。</p> <p>研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくものを設定する。</p> <p>なお、年間1回程度、協働研究協議会等を開催し、協働研究に係る施設</p>

第 5 期 中 期 計 画 (案)	【参 考】 第 4 期 中 期 計 画
<p>等の研究者間の交流を図る。また、電子 (WEB) 会議システムなども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指す。</p> <p>ウ 基盤研究</p> <p>国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。</p> <p>エ 行政要請研究</p> <p>厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を的確に実施する。研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。</p> <p>オ 労災疾病等研究</p> <p>中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、次のとおり取り組む。</p> <p>① 職業性疾病等の原因と診断・治療</p> <p>被災労働者の早期の職場復帰を促進するため、職業性疾病等の原因と診断・治療に関する研究・開発に取り組む。</p> <p>② 労働者の健康支援</p> <p>就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に取り組む。</p> <p>③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化</p> <p>被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発に取り組む。</p>	<p>等の研究者間の交流を図る。また、電子 (WEB) 会議システムなども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指す。</p> <p>ウ 基盤的研究</p> <p>国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。</p> <p>エ 行政要請研究</p> <p>厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を的確に実施する。研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。</p> <p>(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>ア 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、次のとおり取り組む。</p> <p>① 職業性疾病等の原因と診断・治療</p> <p>被災労働者の早期の職場復帰を促進するため、職業性疾病等の原因と診断・治療に関する研究・開発に取り組む。</p> <p>② 労働者の健康支援</p> <p>就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に取り組む。</p> <p>③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化</p> <p>被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発に取り組む。 また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を図る。</p> <p>イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進</p> <p>過労死等については過労死等防止調査研究センターと連携を図りつつ、過労死に係る生活習慣病等の予防対策の指導の実践により、指導事例等の集積及び</p>

## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

## 【参 考】 第 4 期 中 期 計 画

## カ 過労死等に関する調査研究等

過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定。今後、改定があった場合は改訂後の大綱)の第4の2に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究及び過労死等防止対策支援ツールの開発を確実に実施する。

## キ 放射線に関する調査研究等

東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者について、現況を調査し、国のデータベースも活用しながら健康相談や保健指導等を行うとともに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を実施する。

上記ア～キの実施に当たっては、必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。

## (2) 研究の実施体制等の強化

ア 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、若手研究者の確保はもとより、人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成の担い手となる中堅層を担うことができる人材を確保する。

予防医療データベースを活用し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。

## オ 過労死等に関する調査研究等

過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成30年7月24日閣議決定)の第4の2に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献する。

また、過労死等防止調査研究センターで培ったデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失しないよう適切に維持・保管するための措置を講ずる。

上記ア～オの実施にあたっては、必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。

なお、研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JIS や ISO/IEC への標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努める。

## (3) 研究の実施体制等の強化

ア 機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究・試験を掌理する理事を中心とした総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化する。

イ 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、若手研究者の確保はもとより、人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成の担い手となる中堅層を担うことができる人材を確保する。

## 第 5 期中期計画 (案)

## 【参考】第 4 期中期計画

イ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。具体的には、行政や社会のニーズがある多様な研究テーマに対応できるよう、引き続き客員研究員やフェロー研究員の活用を進めるとともに、労働安全衛生施策の企画・立案において海外の制度や運用の状況を把握するニーズが高まっていることを踏まえ、研究者等の海外からの招へいや、研究員の海外派遣を引き続き実施する等により、諸外国の研究動向の把握や連携体制の構築を推進する。

ウ 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学的な側面の両者を考慮する必要のある研究分野については、社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図る。併せて、関係業界団体等と連携した共同研究も積極的に推進する。

エ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を一体的に実施する。

オ 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備を行うとともに、勤労者に係る生活習慣病等の予防医療対策や両立支援等に関する研究、開発などの活用に取り組む。

## (3) 国際貢献、海外への発信

海外の制度や運用の状況が、国内の労働安全衛生施策の企画・立案に及ぼす影響を踏まえながら、労働安全衛生に係る研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たす。

このため、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。

また、世界保健機関 (WHO) が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。

## (4) 研究評価の厳正な実施と評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について

ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。具体的には、行政や社会のニーズがある多様な研究テーマに対応できるよう、引き続き客員研究員やフェロー研究員の活用を進めるとともに、労働安全衛生施策の企画・立案において海外の制度や運用の状況を把握するニーズが高まっていることを踏まえ、研究者等の海外からの招へいや、研究員の海外派遣を引き続き実施する等により、諸外国の研究動向の把握や連携体制の構築を推進する。

エ 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学的な側面の両者を考慮する必要のある研究分野については、社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図る。併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進する。

オ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を一体的に実施できる体制を整備する。

カ 研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等を図り、予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組む。

## (4) 国際貢献、海外への発信

海外の制度や運用の状況が、国内の労働安全衛生施策の企画・立案に及ぼす影響を踏まえながら、労働安全衛生に係る研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たす。

このため、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。

また、世界保健機関 (WHO) が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。

さらに、アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。

## (5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について

## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

第三者による評価を厳正に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表する。

## (5) 研究成果の積極的な普及・活用

労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。

ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献

行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、中期目標期間中に 50 件以上の労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に貢献する。

イ 学会発表等の促進

- ① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。
- ② プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究報告 (SRR) 等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。

ウ 調査及び研究成果情報の発信

- ① 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載する。

## 【参考】 第 4 期 中 期 計 画

第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表する。

研究成果の評価指標及び中期目標期間中の達成目標は、以下のとおりとする。

ア 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点 3.25 点以上の評価を得る (成果ごとに、5 点 (優れている)、4 点 (やや優れている)、3 点 (概ね妥当である)、2 点 (やや劣っている)、1 点 (劣っている))。

イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の 80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。

## (6) 研究成果の積極的な普及・活用

労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。

ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献

行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、中期目標期間中に 50 件以上の労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に貢献する。

イ 学会発表等の促進

- ① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。
- ② プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究報告 (SRR) 等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。

ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信

- ① 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を 1200 万回以上得る。

## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

- ② メールマガジンを毎月 1 回発行し、労働安全衛生総合研究所の諸行事や、研究成果等の情報を定期的に広報する。
- ③ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。
- ④ 職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々に機構の主要な調査及び研究成果を紹介する安全衛生技術講演会を開催し、中期目標期間中、安全衛生技術講演会有意義度調査において、平均点 2.0 点以上の評価を得る。
- ⑤ 労働安全衛生総合研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。

## エ 知的財産の活用促進

研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。

## (6) 労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

労働者死傷病報告のデータを労働安全衛生総合研究所において効率よく統計処理し、災害原因等の要因解析を行う。

安全衛生の取組の効果について、事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基づき労働災害防止対策の有効性を証明するとともに、災害発生要因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化する。

## (7) 化学物質の自律的管理への支援

労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおいて、GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）分類、モデル SDS（モデル安全データシート）の作成、化学物質による労働災害の分析、皮膚等障害防止のための保護具

## 【参考】第 4 期 中 期 計 画

- ② メールマガジンを毎月 1 回発行し、安衛研の諸行事や、研究成果等の情報を定期的に広報する。
- ③ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。

## エ 講演会等の開催

- ① 職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々に機構の主要な調査及び研究成果を紹介する講演会を開催する。
- ② 安衛研の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。

## オ 知的財産の活用促進

研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。

## 第 5 期中期計画 (案)

## 【参考】第 4 期中期計画

の性能評価方法・選択手法の調査、さらに、それらの情報をインターネットを通じて発信することにより、事業場における化学物質管理の支援を行う。

また、小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行い、事業場の自律的な化学物質管理を支援する。

## 【指標】

- ① 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点 3.5 点以上の評価を得る（成果ごとに、5 点（優れている）、4 点（やや優れている）、3 点（概ね妥当である）、2 点（やや劣っている）、1 点（劣っている））。
- ② 第 5 期中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の 80% 以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。
- ③ 第 5 期中期目標期間中の法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、50 件以上とする。
- ④ 第 5 期中期目標期間中、安全衛生技術講演会有意義度調査において、平均点 2.0 点以上の評価を得ること（3 点（大変有意義）、2 点（有意義）、1 点（あまり有意義ではない）、0 点（有意義でない））。

## 5 労働災害の原因調査の実施

労働災害の原因の調査については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、厚生労働省の立案する再発防止対策への活用を図る必要があることから以下のとおり取り組む。

- (1) 厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告する。
- (2) 災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。
- (3) 厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行

## 2 労働災害の原因調査の実施

労働災害の原因の調査については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、厚生労働省の立案する再発防止対策への活用を図る必要があることから以下のとおり取り組む。

- (1) 厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告する。
- (2) 災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。
- (3) 厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行



## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う。

- (4) 調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら公表等を行う。

## 【指標】

災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元への評価調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得る（3 点（大変役に立った）、2 点（役に立った）、1 点（あまり役に立たなかった）、0 点（役に立たなかった））。

## 6 化学物質等の有害性調査の実施

化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、労働安全衛生研究所において有害性調査を実施するための体制を整備する。

短期の吸入試験、経皮試験を中心に、国際的な基準である OECD ガイドライン等に基づき、安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。

また、試験の実施に当たっては、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定を行うこと。加えて、短期ばく露試験法をはじめとした試験の迅速化・効率化を図るための試験法等を検討する。

化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等により積極的に論文として公表しその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努める。

## 【指標】

- ① OECD ガイドライン等に基づき試験を円滑に実施する。
- ② 試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究を行い、論文等として公表する。

## 7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

## 【参考】 第 4 期 中 期 計 画

い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う。

- (4) 調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら公表等を行う。

なお、災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得る（3 点（大変役に立った）、2 点（役に立った）、1 点（あまり役に立たなかった）、0 点（役に立たなかった））。

## 3 化学物質等の有害性調査の実施

長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設である日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われるとして国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。

また、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等を検討する。

化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等によりその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努める。

安衛法第 57 条の 5 第 1 項に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。

## 5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

働き方改革の着実な推進を支援する観点から、産業保健機能の強化や治療と仕事の両立について、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図る。

特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)や第 14 次労働災害防止計画(令和 5 年 3 月 27 日公示)に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援する。

## (1) 産業医及び産業保健関係者への支援

## ア 産業医の資質向上のための研修の実施

産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、産業現場のニーズを踏まえた産業医研修を実施する。

その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。

なお、嘱託産業医に対する、研修テーマの設定、カリキュラムの作成に当たっては、主として嘱託産業医の実践力を高めるための実地研修が行えるよう配慮する。

## イ 産業保健関係者の資質向上のための研修の実施

産業保健関係者が、それぞれの専門において実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総合支援センターにおける研修を実施する。

その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。

## ウ アドバイザー産業医によるサポート体制の整備

## 【参考】 第 4 期 中 期 計 画

働き方改革の着実な推進を支援する観点から、産業保健機能の強化や治療と仕事の両立について、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図る。

特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)や第 13 次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援する。

## (1) 産業医及び産業保健関係者への支援

## ア 産業医の資質向上のための研修の実施

産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム及び実施体制の見直しを図る。

その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。

なお、嘱託産業医に対する、研修テーマの設定、カリキュラムの作成に当たっては、主として嘱託産業医の実践力を高めるための実地研修が行えるよう配慮する。

また、産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施できるよう、「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図る。また、産業医の生涯研修について 実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討する。

## ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備

事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について検討する。

また、産業保健関係者向け研修の企画・運営、登録保健師や地域で産業保健活動に従事する保健師の実地指導とネットワークの構築、労働者の健康情報の取扱い等についての事業者からの相談対応等への活用を図る。

## イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備

## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備した上で、効果的に運用する。

また、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。

## (2) 事業場における産業保健活動の支援

## ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施

産業保健総合支援センターにおける事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会（都道府県医師会、事業者団体、都道府県労働局等で構成。以下同じ。）での議論等を踏まえつつ、産業保健総合支援センター等において国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。

特に、メンタルヘルスに係る研修の拡充により労働者や管理監督者のリテラシー向上を図るとともに、働く女性の健康支援に関する研修を拡充し、女性特有の健康課題に係る理解と事業場における対応の促進を図るほか、新たに事業者等向けに化学物質管理に係る研修を実施する。

また、研修の実施に当たっては、地域ごとに研修内容等が大きく異なることのないように配慮する。このほか、他団体との共催、必要なセミナー等を実施する。

## イ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施

産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談への対応を行う。

また、令和 4 年 5 月の労働安全衛生規則等の改正による、全ての危険性・有

## 【参考】 第 4 期 中 期 計 画

産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録されている産業医（以下「登録産業医」という。）及び保健師（以下「登録保健師」という。）が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用する。

また、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。

## (2) 事業場における産業保健活動の支援

## ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施

産業保健総合支援センターにおける事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会（都道府県医師会、事業者団体、都道府県労働局等で構成。以下同じ。）での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。

研修の実施に当たっては、地域ごとに研修内容等が大きく異なることのないように配慮する。この他、他団体との共催、必要なセミナー等を実施する。これらを併せて中期目標期間中において、研修実施計画を踏まえ産業保健関係者への専門的研修等を 2 万 6500 回以上実施する。

## 【目標設定等の考え方】

研修実施計画を踏まえ実施された、産業保健関係者への専門的研修、事業者向けセミナー等の平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（平均）5257 回を踏まえ、2 万 6500 回以上とした。

## イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施

産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に対する専門的相談への対応を行う。

## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

害性を有する化学物質を対象とする新たな化学物質規制について、産業保健総合支援センターの産業保健相談員として委嘱した労働衛生コンサルタント等が相談に応じられる体制を整備した上で、効果的に運用する。

併せて、登録産業医等に対しリスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインに係る研修を実施し、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて相談に応じられる体制を整備する。

地域産業保健センターにおいては、産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談にワンストップサービス機能を発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。

なお、各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用する。

## ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実

真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない。

また、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、地域産業保健センターの運営協議会での議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。

また、支援ニーズに対応するため、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充する。併せて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組む。

## エ 個人事業者等に対する支援体制の充実

産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行う。

また、地域産業保健センターで行う各種支援について、労災保険に特別加入

## 【参考】 第 4 期 中 期 計 画

また、地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービス機能を発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。

なお、各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用する。

中期目標期間の各年度において、産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談件数の実績を併せて 12 万 2600 件以上実施する。

## ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実

地域窓口に対する小規模事業場からの支援ニーズは今後も拡大していくものと想定されることから、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、地域窓口の運営協議会での議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。

具体的には、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない。

また、支援ニーズの拡大に備え、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充する。あわせて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組む。

## エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進

小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討する。また、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続きの改善等について検討する。

## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

している個人事業者等も加える。

## オ 事業主団体等の取組支援

商工会、商工会議所、事業協同組合等のほか、労災保険の特別加入団体と連携し、事業主団体等における産業保健活動に対する助成等の支援を行う。

## (3) メンタルヘルス対策の推進

事業場におけるメンタルヘルス対策（メンタルヘルス不調者への復職支援の強化を含む。）をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健師の配置拡大等、産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る支援体制を整備する。

また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実施が効果的であるので、産業保健総合支援センター等におけるメンタルヘルス対策に係る支援の実施に当たっては、この点に配慮する。

さらに、産業医等の産業保健関係者を対象として、メンタルヘルス対策に係る専門的研修を強化する等、支援の充実を図る。

## (4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進

## ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等

産業保健総合支援センター、地域産業保健センターの利用を促進するため、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、機構本部等は、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用する。

また、労働基準監督署と連携して、地域産業保健センターに配置されているコーディネーターを中心に域内における新規利用者の活用促進に取り組む。

## イ インターネットの利用等による情報発信

情報誌、ホームページ、メールマガジン、動画等により利便性の向上に努め、産業保健に関する情報、治療就労両立支援事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等について産業保健関係者に対する情報発信を行う。

また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等を行うとともに、労働者に対する効果的な情報提供について産業保健関係者に対する専門家の助言を得るなどして積極的に取り組む。

## 【指標】

## 【参考】 第 4 期 中 期 計 画

## (3) メンタルヘルス対策の推進

事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備する。

また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及が効果的であるので、研修の実施に当たっては、この点に配慮する。

## (4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進

## ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等

産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用する。

## イ インターネットの利用等による情報提供

産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン、動画等により利便性の向上に努め、産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究成果等について情報提供を行う。

また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等を行うとともに、労働者に対する効果的な情報提供について専門家の助言を得るなどして積極的に取り組む。

第 5 期 中 期 計 画 (案)	【参 考】 第 4 期 中 期 計 画
<p>① 専門的研修等を年間 5300 回以上実施する。</p> <p>② 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける相談対応件数は、年間で計 13 万件以上とする。</p> <p>③ 研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を 90%以上確保する。</p> <p>④ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち 80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにする。</p> <p><b>8 未払賃金の立替払業務の着実な実施</b></p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償</p> <p>ア 迅速かつ適正な立替払の実施</p> <p>未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約 7 割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図り、原則週 1 回払いを堅持する。</p>	<p>(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</p> <p>以下の取組により、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズの的確な把握に努め、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、更なる事業の充実・強化等を図る。</p> <p>ア 産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努め、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を 90%以上確保する。</p> <p>イ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握するためのアウトカム調査を実施し、有効回答のうち 80%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図る。</p> <p><b>II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</b></p> <p><b>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</b></p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償</p> <p>ア 迅速かつ適正な立替払の実施</p> <p>未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約 7 割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図り、原則週 1 回払いを堅持して、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で 20 日以内を維持する。</p>

第 5 期 中 期 計 画 (案)	【参考】 第 4 期 中 期 計 画
<p>イ 立替払金の求償 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図る。</p> <p>(2) 情報開示の充実 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにする。また、支払件数等の速報値を随時ホームページで公表する。</p> <p>(3) 未払賃金立替払請求等のシステム化 オンライン化に向けて未払賃金立替払システムの抜本的な改修を令和7年度末までに行う。</p> <p>【指標】 請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で 20 日以内とする。 なお、未払賃金立替払請求等がオンライン化された際には、審査の実施状況等を踏まえ、更なる期間短縮を図るとともに、必要があれば指標を変更する。</p> <p>9 納骨堂の運営業務 高尾みころも霊堂が、労働災害で亡くなられた方々の尊い御霊をお慰めするための慰霊の場としてふさわしい環境になるよう、適切な管理・運営を行う。 また、毎年、遺族及び関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安する。 さらに、IT 技術を活用することにより、来堂できなくても疑似体験できるような新たなシステムを構築する。 加えて、産業殉職者慰霊事業について、ホームページやパンフレットのほか様々な手段を用いて周知に努める。</p> <p>【指標】 来堂者、遺族等の満足度調査で、平均3ポイント以上を得る。</p> <p>10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮す</p>	<p>イ 立替払金の求償 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図る。</p> <p>(2) 情報開示の充実 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにする。</p> <p>2 納骨堂の運営業務 毎年、遺族及び関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安するとともに、慰霊の場にふさわしい環境整備を行うことにより、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年 90%以上得る。  また、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。</p> <p>Ⅲ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮す</p>

## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

るとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。

## 第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 1 業務の合理化・効率化

業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図り、機構における働き方改革の取組を推進する。

また、令和 6 年 4 月から医師の時間外・休日労働上限規制が適用されることを踏まえ、医師の労働時間短縮に向けた取組を着実に実施する。

さらに、WEB 会議を継続的に実施するとともに、電子決裁利用の徹底を進めることにより、更なる業務の効率化を図る。

## 2 機動的かつ効率的な業務運営

理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分、人員配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。

また、機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。

## 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

## (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。

特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応する。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金

## 【参考】第 4 期 中 期 計 画

るとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。

## 第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 1 業務の合理化・効率化

業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図り、機構における働き方改革の取組を推進する。

また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。

さらに、WEB 会議の運用拡大を図るとともに、電子決裁の導入拡大を進めることにより、更なる業務の効率化を図る。

## 2 機動的かつ効率的な業務運営

経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。

また、機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。

## 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

## (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間終了時までには、一般管理費の中期計画予算については、平成 30 年度の予算と比べて 15%に相当する節減額を、また、事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）の中期計画予算については、平成 30 年度の予算と比べて 5%に相当する節減額を見込んだものとする。

特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応する。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金



## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により第4期中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。

## (2) 適正な給与水準の検証・公表

機構の給与水準については、医師等の給与水準及び確保状況を明らかにしたうえで、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表する。

## (3) 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。

ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。

ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会を通じて、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

エ スケールメリットを生かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図る。

## 4 情報システムの整備及び管理

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

## 【指標】

新規業務追加部分、人件費、公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、令和5年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費（専門センター事業、研究及び試験事業、労働災害調査事業並びに化学物質等の有害性調査事業を除く。）については5%程度を、それぞれ削減する。

## 【参考】 第 4 期 中 期 計 画

割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。

## (2) 適正な給与水準の検証・公表

機構の給与水準については、医師等の給与水準及び確保状況を明らかにしたうえで、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表する。

## (3) 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。

ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。

ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図る。

## 4 情報システムの整備及び管理

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

## 第 3 予算、収支計画及び資金計画

## 1 労災病院の経営改善

## (1) 地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化

支出の抑制及び収益の確保を図りつつ、地域における人口・疾病構造の変化等を踏まえて、地域の医療ニーズにより適合した病院となるよう、各労災病院の実情に応じて病院機能の見直し、合理化を図る。

## (2) 独立行政法人国立病院機構等との連携

全ての労災病院においてコストの削減を図るため、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等との医薬品、高額医療機器等の共同購入を実施するなど、公的な医療機関等と連携を行う。

## (3) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。

## (4) 医業収入の安定的な確保

安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進して新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上（※）とするなど、繰越欠損金が生じないよう病院収入の安定的な確保に努める。

【※：医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の実績】

また、医業未収金について、発生防止及び回収に引き続き努める。

## 2 外部資金の活用等

機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との用途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。

また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。

## 【参考】 第 4 期 中 期 計 画

## 第 3 予算、収支計画及び資金計画

## 3 労災病院の経営改善

## (1) 独立行政法人国立病院機構等との連携等

全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図る。

## (2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。

## (3) 医業収入の安定的な確保

安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上（※）とするなど、繰越欠損金が生じないよう病院収入の安定的な確保に努める。

【※：医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績】

## (4) 医業未収金の適切な回収

医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）について、前中期目標期間の実績の平均を超えないものとしつつ、適切に回収を行う。

## 1 外部資金の活用等

機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との用途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。

また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。

第 5 期 中 期 計 画 (案)	【参考】 第 4 期 中 期 計 画
<p><b>3 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</b>          運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。          また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p><b>4 保有資産の見直し</b>          (1) 保有資産          機構が保有する資産については、引き続き、利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行う。          また、労災病院の保有資産のうち、独立行政法人労働者健康安産機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年厚生労働省令第56号）第16条に定める不要財産以外の重要な財産の処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等へ有効活用する。          (2) 特許権          特許権は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実施を促進し、特許収入の拡大を図る。          また、登録から一定の年月が経過し、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図る。  <b>【指標】</b>          労災病院の病床利用率を各年度全国平均以上とする。</p> <p><b>5 予算（人件費の見積もりを含む。）</b>          別紙【P】のとおり</p> <p><b>6 収支計画</b>          別紙【P】のとおり</p> <p><b>7 資金計画</b>          別紙【P】のとおり</p>	<p><b>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</b>          運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。          また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p><b>4 保有資産の見直し</b>          (1) 機構が保有する資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。          また、労災病院の保有資産のうち、機構成立後において、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号。以下「機構法」という。）附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等へ有効活用する。          (2) 特許権は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実施を促進し、特許収入の拡大を図る。          また、登録から一定の年月が経過し、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図る。</p> <p><b>5 予算（人件費の見積もりを含む。）</b>          別紙2のとおり</p> <p><b>6 収支計画</b>          別紙3のとおり</p> <p><b>7 資金計画</b>          別紙4のとおり</p>

第 5 期 中 期 計 画 (案)	【参 考】 第 4 期 中 期 計 画
<p><b>第 4 短期借入金の限度額</b></p> <p>1 限度額 【P】百万円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等</p> <p><b>第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b> なし</p> <p><b>第 6 第 5 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</b> 中期目標期間の最終年度までに売却等が完了するよう努める。 北海道中央労災病院、新潟労災病院職員宿舎、旭労災病院職員宿舎、和歌山労災病院移転後跡地の一部、香川労災病院職員宿舎、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎</p> <p><b>第 7 剰余金の使途</b> 本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。</p> <p><b>第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p> <p>1 人事に関する計画 運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員については、業務の効率化及び体制の強化の両面からその職員数の適正化を図る。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p>	<p><b>第 4 短期借入金の限度額</b></p> <p>1 限度額 4632 百万円（運営費交付金年間支出の 12 分の 3 を計上）</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等</p> <p><b>第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b> 以下の財産処分を中期目標期間の最終年度までに完了するよう努める。 機構法附則第 7 条の規定に基づく資産である旧岩手労災病院職員宿舎については、売却により国庫納付を行う。 また、旧労災リハビリテーション愛知作業所については、建物等を解体し、土地を所有者に返還する。</p> <p><b>第 6 第 5 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</b> 中期目標期間の最終年度までに売却等が完了するよう努める。 秋田労災病院駐車場用地、秋田労災病院職員宿舎、福島労災病院現有地、鹿島労災病院駐車場用地、関西労災病院職員宿舎、神戸労災病院職員宿舎、和歌山労災病院移転後跡地の一部、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎</p> <p><b>第 7 剰余金の使途</b> 本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。</p> <p><b>第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p> <p>1 人事に関する計画 運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員については、業務の効率化及び体制の強化の両面からその職員数の適正化を図る。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p>

第 5 期 中 期 計 画 (案)	【参 考】 第 4 期 中 期 計 画
<p>(1) 労災病院に係る計画 中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙【P】のとおりとする。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。 ア 予定額 【P】百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。） イ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。</p> <p><b>3 中期目標期間を超える債務負担</b> 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p><b>4 積立金の処分に関する事項</b> 積立金は、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の資金決済の生じない費用及び投資（労災病院の施設・設備の整備）に充てる。</p> <p><b>第9 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>1 人事に関する事項</b></p> <p>(1) 能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成 ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。 イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として</p>	<p>(1) 労災病院に係る計画 中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。 ア 施設名 北海道せき損センター、大阪労災病院治療就労両立支援センター、安衛研 イ 予定額 18507 百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。） ウ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。</p> <p><b>3 中期目標期間を超える債務負担</b> 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p><b>4 積立金の処分に関する事項</b> 積立金は、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の資金決済の生じない費用に充てる。</p> <p><b>第9 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>1 人事に関する事項</b></p> <p>(1) 能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成 ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。 イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として</p>

第 5 期 中 期 計 画 (案)	【参考】 第 4 期 中 期 計 画
<p>採用することとする。</p> <p>ウ 女性や障害者とその能力を発揮できる研究環境の整備に努める。</p> <p>エ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。</p> <p>オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。</p> <p>カ 労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。</p> <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 優秀な医師の育成等 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療、他職種との協働等を実践できる医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>イ 臨床研修医及び専攻医の確保 若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等の PR を行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。</p> <p>ウ 医師等の働きやすい環境の整備 医師等の人材確保、定着及びモチベーションの向上等の観点から、院内保育体制の充実等といった医師等の働きやすい環境の整備に努める。</p> <p>エ 人材交流の推進等 機構内の人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進するとともに、国病機構との人材交流等について計画的に実施する。</p> <p>オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成 看護師については、患者・家族に良質で効率的な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに、医療の質の確保、地域との切れ目のないケアの推進に向け活動する必要があることから、専門看護師・認定看護師等の育成に努める。 加えて、特定行為研修の実施により、高度な専門性の下に他職種と連携及び協働しながら、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。</p> <p>カ 各職種の研修プログラムの検証・充実</p>	<p>採用することとする。</p> <p>ウ 女性や障害者とその能力を発揮できる研究環境の整備に努める。</p> <p>エ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。</p> <p>オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。</p> <p>カ 労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。</p> <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 優秀な医師の育成等 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療、他職種との協働等を実践できる医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>イ 臨床研修医及び専攻医の確保 若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等の PR を行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。</p> <p>ウ 医師等の働きやすい環境の整備 医師等の人材確保、定着及びモチベーションの向上等の観点から、院内保育体制の充実等といった医師等の働きやすい環境の整備に努める。</p> <p>エ 人材交流の推進等 機構内の人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進するとともに、国病機構との人材交流等について計画的に実施する。</p> <p>オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成 看護師については、患者・家族に良質で効率的な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに、医療の質の確保、地域との切れ目のないケアの推進に向け活動する必要があることから、専門看護師・認定看護師等の育成に努める。 加えて、特定行為研修の実施により、高度な専門性の下に他職種と連携及び協働しながら、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。</p> <p>カ 各職種の研修プログラムの検証・充実</p>

第 5 期 中 期 計 画 (案)	【参考】 第 4 期 中 期 計 画
<p>質の高い医療の提供と安定した運営基盤の構築に必要な人材を育成するため、集合研修においては、毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医療・チーム医療等に関する研修内容を充実させることにより職員の資質の向上を図る。</p> <p>キ 専門性を有する看護師の養成 勤労者医療及び地域医療を担う労災病院において安定した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校では、医療や看護に関する専門知識とともに、労働者の健康を取り巻く現状、治療と就労の両立支援に関するカリキュラムを充実することで、勤労者医療の専門的知識・技術を有する優秀な看護師を養成する。</p> <p>ク 労災病院間における医師の派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努める。</p> <p>(4) 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催する。</p> <p>(5) 障害者雇用の着実な実施 ア 障害者の採用及び離職状況を定期的に把握し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るよう措置する。 イ 障害者の募集・採用から、配置・定着に至るまでの取組及び雇用体制の整備に係るマニュアルを周知・活用することにより障害者雇用の取組を充実させ、雇用した障害者の定着を図る。</p> <p><b>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理</b> 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、貸付先事業所の状況に応じ適切な債権管理等を行う。</p> <p><b>3 内部統制の充実・強化等</b> (1) 内部統制の充実・強化</p>	<p>質の高い医療の提供と安定した運営基盤の構築に必要な人材を育成するため、集合研修においては、毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医療・チーム医療等に関する研修内容を充実させることにより職員の資質の向上を図る。</p> <p>キ 専門性を有する看護師の養成 勤労者医療及び地域医療を担う労災病院において安定した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校では、医療や看護に関する専門知識とともに、労働者の健康を取り巻く現状、治療と就労の両立支援に関するカリキュラムを充実することで、勤労者医療の専門的知識・技術を有する優秀な看護師を養成する。</p> <p>ク 労災病院間における医師の派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努める。</p> <p>(4) 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催する。</p> <p>(5) 障害者雇用の着実な実施 ア 障害者の採用及び離職状況を定期的に把握し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るよう措置する。 イ 障害者の募集・採用から、配置・定着に至るまでの取組及び雇用体制の整備に係るマニュアルを周知・活用することにより障害者雇用の取組を充実させ、雇用した障害者の定着を図る。</p> <p><b>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理</b> 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、貸付先事業所の状況に応じ適切な債権管理等を行う。</p> <p><b>3 内部統制の充実・強化等</b> (1) 内部統制の充実・強化</p>

## 第 5 期 中 期 計 画 (案)

内部統制については、その仕組みを有効に機能させるために、中期計画・年度計画の進捗状況について点検・検討等の自己評価を行い、理事長のリーダーシップに基づく PDCA サイクルを必要に応じて適切に実施する。

また、機構の理念である「勤労者医療の充実」、「勤労者の安全向上」及び「産業保健の強化」について、職員に浸透を図り、職員一人ひとりが機構に与えられた役割を全うできるように努める。

併せて、内部統制の取組状況に関して、内部監査室においては毎年度重点事項等が整理された内部監査実施計画に基づき、本部及び施設に対して監査を行うとともに、内部統制担当部門へのヒアリング、内部監査室の監査報告書等を通じて監事の監査を受ける。

## (2) 業績評価の実施

外部有識者による業績評価委員会を開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。

## (3) 事業実績の公表等

毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。

## 4 公正で適切な業務運営に向けた取組

活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。

また、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策や、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。

## 5 決算検査報告指摘事項への対応

これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを行うものとする。

## 6 情報セキュリティ対策の推進

## 【参考】第 4 期 中 期 計 画

内部統制については、総務省の「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）並びに総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議並びに労働 WG 等において通知、指摘等された事項に基づき、理事長のリーダーシップの下、必要に応じ規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検及び検証を行い、点検結果を踏まえた必要な見直しを行う等、更なる充実及び強化を図る。

また、内部統制の構築・運用状況について、内部監査室においては本部に関して毎年度、施設に関しては原則 3 年に 1 度の監査を行うとともに、内部統制担当部門へのヒアリング、内部監査室の監査報告書等を通じて監事の監査を受ける。

## (2) 業績評価の実施

外部有識者による業績評価委員会を開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。

## (3) 事業実績の公表等

毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。

## 4 公正で適切な業務運営に向けた取組

活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。

また、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策や、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。

## 5 決算検査報告指摘事項への対応

これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを行うものとする。

## 6 情報セキュリティ対策の推進



第 5 期 中 期 計 画 (案)	【参 考】 第 4 期 中 期 計 画
<p>情報セキュリティ対策については、各種規程を整備するとともに、役職員の高い意識を保持するため、適時・適切な研修を継続する等により、組織的対応能力の強化に努める。</p> <p>加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。</p> <p>さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。</p> <p><b>7 広報に関する事項</b></p> <p>機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページや SNS の活用により、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。</p> <p><b>8 既往の閣議決定等の着実な実施</b></p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <p>① 本部主催の職員研修の有益度調査において全研修平均で 85%以上の有益度を得る。</p> <p>② 看護師国家試験合格率を全国平均以上とする。</p>	<p>機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないように、対策を講じる。</p> <p>また、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。</p> <p>さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。</p> <p><b>7 既往の閣議決定等の着実な実施</b></p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。</p>